

# 平成22年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成22年5月6日(木) 午後1時～午後2時20分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長  
農業委員会事務局は、事務局主幹が出席

## [会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

(2) 平成22年度重要事業及び懸案事項について (関係部局)

3 連絡事項

(1) 環境自治体会議について

1 市長あいさつ

連休中に、住友化学の火災があり、いつ何が起こるかわからないという状況ですので、緊急時の連絡体制とか起こった時の対応とか常に心がけていただきたいと思います。本日の庁議の議題にもありますが、臨時市議会が5月11日招集告示、5月18日招集されます。また、引き続いて6月議会も始まりますので、遺漏のない対応をよろしくお願いします。

また、本日は、「重要事業及び懸案事項」の議題があがっており、長期的な視野に立ったまちづくりの基礎となる部分ですので、趣旨を十分理解し、各部局長に指導力を発揮していただきたいと思います。

2 議 事

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

市長 　　　　　　では議事に入る。

　　　　　　　　　総務部、福祉部、企画部、建設部の順で説明をお願いします。

<別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明>

<総務部長>

総務部からは、報告第2号及び追加提案予定の人事議案について説明する。

まず、報告第2号専決処分した事件の承認について。本件は「新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例」の制定について、地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布、一部の規定を除き4月1日からの施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたもので報告し、承認を求めるものである。今回の改正は、国の平成22年度税制改正に係る「地方税法」の一部改正に伴うもので、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」の一部を、第2条で「新居浜市都市計画税条例」の一部を、それぞれ改正したものである。

まず、「新居浜市税賦課徴収条例」の一部改正について。内容としては、個人市民税では個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の、扶養親族申告書に関する事項、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例並びにたばこ税の税率の引上げが主なものである。

まず、「新居浜市税賦課徴収条例」の個人市民税関係である。第36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書であるが、現在、給与支払報告書で給与所得者の扶養親族の情報収集をしているが、0歳から15歳までの年少扶養控除が、平成23年1月1日に廃止されますことから、今後、住民税の非課税世帯算定等に必要な扶養親族情報が、給与支払報告書では収集できなくなる。このため、扶養親族の情報収集に関する根拠規定を「地方税法」の改正にあわせ、条例に規定するものである。

次に、第36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書であるが、本条についても前条と同様の理由により「地方税法」の改正にあわせ、条例に規定するものである。

次に、附則第19条の3非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例であるが、個人の株式市場への参加を促進する観点から、租税特別措置法に規定する非課税口座内で、上場株式等を譲渡した場合と非課税口座以外で、上場株式等を譲渡した場合の当該譲渡に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額をそれぞれ区分して計算するものである。

次に、たばこ税関係である。第95条、たばこ税の税率であるが、旧3級品以外のたばこ税の税率を、現行の1,000本当たり3,298円を、10月1日から4,618円に引き上げるものである。次に、附則第16条の2第1項、たばこ税の税率の特例であるが、旧3級品のたばこ税の税率を、現行の1,000本当たり1,564円を、10月1日から2,190円に引き上げるものである。

次に、「新居浜市都市計画税条例」の一部改正についてである。附則第10項の改正は、法改正に伴う所要の条文整備を行ったものである。

以上が、専決処分した条例の内容であるが、今回の条例改正に伴う市税への影響見込みについては、個人市民税及び都市計画税に関しては、税収への影響はない。また、たばこ税については、国の見込みと同様に規制強化や健康志向の高まりによる消費の自然減に加え、増税による禁煙、節煙

の流れが加速することにより、増税による増収よりも消費本数減による減収が上回ると見込んでい

る。  
次に、追加提出予定の人事議案についてである。まず、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員高橋近敏氏は、平成22年3月31日に辞任されたので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事高橋俊夫氏は、平成22年3月31日辞任され、高橋道信氏は、平成22年5月15日をもって任期が満了するので、新たに監事を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

<福祉部長>

報告第3号、報告第4号及び議案第38号について。

まず、報告第3号、専決処分した事件の承認については、「新居浜市児童手当支給条例を廃止する条例の制定」についてである。本条例は、本市独自の多子世帯（子どもの多い世帯）への支援策として、国の児童手当制度が創設される以前の昭和45年に制定したものである。支給要件は、義務教育終了前の児童4人以上を扶養している保護者に対し、所得制限を設けず、3人を超える児童1人につき月額1,000円を支給するものであるが、昭和46年国において、児童手当制度が創設されたことから、昭和47年1月からは国の児童手当の支給を受けている児童は除くこととしている。その後、国の児童手当は、対象児童や支給額、所得制限の額などを変遷しながら現在の制度にいたっているが、国の児童手当の変遷に伴い、新居浜市児童手当の対象者も拡大や縮小を繰り返し、平成13年度に児童手当の所得制限が大幅に引き上げられた以降は、支給対象者が減少し、昨年度の支給対象者は3世帯であった。そして、本年4月から「子ども手当」が施行され、新居浜市児童手当の支給対象者にも子ども手当が支給されることになった。このため、子ども手当の実施と同時に本条例を廃止したものである。

次に、報告第4号、専決処分した事件の承認については「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」についてである。今回の改正は、国民健康保険料の算定方法等の見直しを行ったものである。主な改正内容についてであるが、まず、第10条の6並びに第16条の第1項、第3項及び第4項に規定している医療分の賦課限度額を、これまでの47万円から50万円に、第11条の9及び第16条第3項に規定している後期高齢者支援金分の賦課限度額を、これまでの12万円から13万円に改正したものである。今回の改正により、賦課限度額到達世帯については、年間4万円の保険料の増額となり、介護分を含めた年間最高保険料は69万円から73万円となる。

次に、非自発的失業者に対する当該保険料の軽減に関する特例についてである。新たにリストラなど非自発的な失業を余儀なくされた者に対する国民健康保険料の軽減の特例を第16条の2に追加したものである。軽減の内容については、保険料の算定の際に、失業時からその翌年度末までの間、対象者の前年所得の給与所得を100分の30に減じて算定するものである。今回の軽減の創設については、国の指針として、非自発的失業者の国民健康保険料を概ね在職中の水準に維持することを目的として、国民健康保険料が過重な負担となることを防ぐものである。

次に、附則第6項については、第24条第1項第4号で規定している、被用者保険の被扶養者に対する保険料の減免について資格取得から2年を経過するまでの間と時限措置がとられておりますものを、附則により減免期間を延長したものである。

次に、議案第38号「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。本議案は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の題名が、平成22年6月1日より「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と改められることから、所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は平成22年6月1日から施行したいと考えている。

<企画部長>

企画部からは報告第5号から報告第7号までの専決処分の内容について。

これらの報告は、平成21年度一般会計及び2つの特別会計の補正予算を専決処分したものである。まず、報告第5号は、平成21年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）であり、今回の補正は、補正額欄の計のところにあるように2億6,937万2千円を追加し、補正後の予算総額を467億4,914万円とするものであります。

歳入については、地方交付税、国庫補助金等の額が確定したこと、市債の最終見込みが得られたことなどによる財源補正であり、国の緊急経済対策による地域活性化公共投資臨時交付金、地域活性化きめ細かな臨時交付金の額が確定したので、これらを充当し、減収補てん債などの市債を減額している。

歳出については、決算剰余金、寄附金を財政調整基金に2億5,112万2千円、あかがね基金など3基金に1,825万円を積み立て措置するものである。

次に報告第6号は、平成21年度 貯木場事業特別会計補正予算（第1号）であり、補正の内容は造成工事費の最終見込みが得られたことにより工事請負費120万円の減額となっている。また、不測の事態により年度内に工事が完了に至らないため、工事請負費1億2,265万9千円について繰越明許の措置をするものである。

次に報告第7号は、平成21年度 老人保健事業特別会計補正予算（第2号）である。補正内容については、老人医療給付費県費負担金の返納額が確定したことに伴う償還金57万1千円の増額であり、財源は繰越金で措置している。

<建設部長>

議案第39号、新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、現在の土地区画整理事業の事務所が、駅前1号公園工事の実施に伴い、地元権利者の利便性を考慮し、事業地区内のテナントビルに移転するため、「新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例」第5条に規定している事務所の所在地を「新居浜市坂井町2丁目4番23号」に改めようとするものである。なお、この条例は、新事務所で業務を開始する平成22年6月7日から施行したいと考えている。

市長 何か質問あるか。ないようなら、次の議題へ移る。

## (2) 平成22年度重要事業及び懸案事項について（関係部局）

市長 新規の項目、また、今後の方針を変更しようとするもの、特に報告が必要なものについて、各部からの報告、説明、質問をお願いします。企画部、総務部、福祉部の3部局続けてお願いします。

<別添資料、平成22年度重要事業及び懸案事項関係資料に沿って説明>

<企画部長>

企画部の重要事業・懸案事項は、変更分3項目、新規分1項目となっている。

変更項目のうち、荷内沖埋立事業については、平成22年3月議会の答弁でも、長期的な視点に立ち、引き続き慎重に検討する必要があるとしており、今後の指針（案）としては、第5次長期総合計画では、快適交流分野の「良好な都市空間の形成」に位置付けることを予定しており、事業の必要性、実現の可能性、市の財政状況、経済情勢等を踏まえ、引き続き検討していきたいと考えている。

次に、総合健康運動公園構想については、新規施設については、後期戦略プランで検討していくとしていたが、第五次長期総合計画の快適交流分野、「公園緑地の整備」に位置づけ、総合運動公園整備の推進として検討を進めたいと考えている

次の瀬戸・寿上水道問題の取組みについては、平成21年4月に庁内組織として、瀬戸寿上水道問題検討委員会を設置し、地元との協議を進めるべく、組合長と地元説明会の開催に向けた協議を行ってきたが、水道組合内部での問題もあり、開催には至っていない。引き続き、1日も早く地元説明会ができるよう働きかけをしていきたいと考えている。

次に、新規項目である総合文化施設（仮称）あかがねミュージアムの建設については、これまで芸術文化施設という名称を使用していたが、この施設の核としては、芸術文化関係の美術館と小劇場、本市の地域文化を象徴する太鼓台ミュージアムと産業遺産インフォメーション、この4つの施設を核として位置づけたいと考えているので、今後は、総合文化施設（仮称）あかがねミュージアムという表現で対外的にも説明をしていきたいと考えている。施設については、総合文化施設単体での建設を目指しており、建設に向けての今後の指針（案）としては、平成21年度は、庁内プロジェクトの報告を基に市民、市議会等への広報、合意形成を図りながら精査を行い、完成後の維持管理、運営計画等について検討し、平成25年度内の完成を目指していく。なお、事業の推進にあたっては、施設導入機能の関係課所との連携をさらに深めて取り組んでいかなければならないと考えている。今年度においては、市民で組織する建設準備委員会を立ち上げ、鴻上尚史さんをはじめとする本市にゆかりのある芸術家の方々などにスーパーアドバイザーに就任していただき、助言を受けながら設計をしていくこととしている。また、総合文化施設のホール部門である小劇場との棲み分けをすることとしている市民文化センターの大ホール、中ホールの具体的な改修計画や現在の郷土美術館の活用方法などについても早急に検討する必要があると考えている。

<総務部長>

総務部の平成22年度重要事業及び懸案事業は7件であるが、内5件について説明する。

まず、「障害者雇用の推進」についてである。今年度6月1日から2名程度の知的障害者を雇用し、印刷、紙折り、封筒入れ、スタンプ押印作業など知的障害者が可能な業務を行っていく。これ

に伴い、総務課だけでなく、周りの職員が知的障害者の特性を理解し、彼らがその能力を十分発揮できるよう、ソフト面では、彼らへの接し方、指導方法の工夫等、また、ハード面では、作業道具、指示書等の整備の両面において、市全体で協力できる体制作りを進めていく。また、役割分担によるワークシェアが軌道に乗り、各課所からの業務依頼が大きく増加する場合には、次年度以降において、追加の雇い入れをすることも視野に入れている。

次に、安全安心のまちづくり行動計画の策定についてである。平成21年9月議会において制定されました新居浜市安全安心のまちづくり条例に基づき、行動計画を策定したいと考えている。平成21年度に全ての課所に依頼した、現在取り組んでいる安全安心のまちづくりに関する具体的施策についての調査結果をもとに、今後庁内検討委員会による施策体系の検討を行い、パブリックコメントを実施し、平成22年度中に素案の策定を予定している。

次に、防災行政無線整備事業についてである。防災行政無線は、平成21年度において電波伝搬調査及び実施設計を行い、本庁舎3階に親局を設置し、屋外拡声子局を30箇所、戸別受信機を250箇所などの設計が固まり、平成22年度中に整備し、平成23年度よりJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の運用もあわせて開始したいと考えている。

次に、「入札制度の改善」については、競争性・公平性の確保及び事務の効率化等のため、入札制度の改善・見直しを今年度も引き続き行っていく。特に、電子入札の導入については、比較的安価に導入できるASP方式により、一般競争入札の2,000万円を超える工事を対象として、平成22年10月実施を目途に、電子入札を実施する。

次に、「債権管理事務執行体制の確立」についてである。債権管理対策室の業務としては、第1に市債権の適正管理、第2に債権管理及び徴収に係る調査研究並びに総合的な調整、第3に未収債権の徴収に係る支援、助言等、第4に特定の未収債権の徴収が定められている。平成23年1月の「滞納処分中、差押の着手」を最優先課題として、事務執行体制を確立していく。そのため、本年6月には、副市長を委員長とし、債権所管の各部局長を委員とする「債権管理委員会」を立ち上げ、12月までには、「債権管理対策室で進行管理する債権」及び「債権管理計画」並びに「差押を行う債権」及び「個々の移管案件等」を決定する。「債権管理条例」については、本年12月議会での上程を目指して、条文整備と庁内調整を図っていく。「差押対象債権」については、今年度着手分として、保育料と国保料を基軸に庁内調整を図っている。「差押対象債権の拡大」については、平成23年度に協議検討し、平成24年度に実施する。「徴収率の向上対策」については、「市税、使用料等徴収率向上対策委員会」の所掌事務を「債権管理委員会」が引き継ぎ、「徴収率の目標設定」や「納付方法の拡大」等について、平成23年度から協議を開始し、順次実施していく。

<福祉部長>

福祉部から平成22年度重要事業及び懸案事項について説明する。

まず、新慈光園の管理運営形態については、新居浜市福祉のまちづくり審議会の間答申において、次の3点が示されている。1点目は、人事異動等に伴うサービスの低下を招かないよう、包括的かつ一貫した施設サービスの提供とサービスの質の向上を図ること、2点目は、サービス水準の維持、向上を図るため、十分な評価と情報公開に努めること、3点目は、施設運営にあたっては、最小の費用で最大の効果を上げるよう努めること、また、慈光園の建替えについては、これまで度々、市議会の会派説明を実施しており、新慈光園の運営形態については、平成23年度は現在と同じ直営とし、平成24年4月からの直営、指定管理者制度の導入、又は民間移管の方針について、平成22年12月には決定したいと考えている。なお、建設工事は、平成22年4月22日に起工式、平成23年5月末の完成を目指しており、完成後、現在の入所者の移転や新規入所が実施されることとなる。

次に、東新学園の建て替えについては、福祉のまちづくり審議会を開催し、市民の視点からの施設建設への意見をとりまとめ、計画に反映させたいと考えている。建設時期については、若水乳児園・若宮保育園の建て替えもあわせて、第五次長期総合計画の中で、早急な対応が必要であると考える。

次に、保育所の民営化については、基本方針に基づき、平成20年に八雲保育園を、平成21年に南沢津保育園を民間移管したが、平成22年移管予定の中萩保育園については、廃止条例議案の継続審査や保護者会からの陳情の採択により、廃止条例議案を撤回し、保育所民営化の検証を行い、その検証結果に基づき民営化計画を見直すこととした。そして、平成21年度に民間移管後1年を経過した八雲保育園の検証を実施し、その検証結果に基づき、民営化計画を見直した結果、平成24年に中萩保育園を、平成25年に新居浜保育園を民営化することに決定した。今後は、円滑な民営化に向け保護者説明や移管条件決定等の事務作業や施設整備を進めるとともに、平成22年度には21年度に民営化した南沢津保育園の検証を行い、その検証結果を今後の民営化に反映させ、スムーズな民間移管を行いたいと考えている。

次に、放課後児童クラブの建て替えについては、平成20年度に策定した施設整備年次計画に沿って、平成21年度に大生院小学校（余裕教室）と金子小学校（プレハブ教室）の施設整備を実施。平成22年度には「地域活性化きめこまやかな臨時交付金」を受け中萩小学校（プレハブ教室）、垣生小学校（プレハブ教室）を、また「安心こども基金」を受け高津小学校（余裕教室）、船木小学校（余裕教室）を施設整備し、これで一定の施設整備が完了する。

市長 荷内沖については、3月議会でも答弁したが、昭和47年に漁業補償ができていたのではないかと、処分場として使えるし、企業用地もないのではないかとというような意見がある一方、必要性、実現可能性というのは財政の状況や法律上の問題、それだけの造成費用が最終的に土地の処分で購入できるかどうかとか、そういうことを考えると、はいやりましたという話にはならないというのが、3月議会であったと思う。可能性としてはあるのではないかとということでこういう書き方になってきているが、第四次長期総合計画には、ふれていない。

経済部長 本気になって、やったらどうか。五次の中でどういうことをやると書いたほうがいいと思う。漁業権の延長は、5年と10年の2つがあるので、引継ぎをしていかな

ければならない。

市長 引き続き検討し、きちんとしたシミュレーションをしてみないといけない。考え方、説明をしていくうえでは。こうだからこうですよという。法律の問題でできないということだと法律を変えればいいということになる。目的がはっきりしないから法律的にもできないということになる。

瀬戸・寿上水道問題については、私自身も動いていかないといけないし、早急に今年度としては地元に対して働きかけを相談して行う。

総合文化施設という名前は、今日初めて多くの人には出た言葉である。芸術文化施設ということでやってきたが、私の公約の中にも芸術文化施設ということで申し上げてきたが、今考えている案と芸術文化施設という言葉とにギャップがあるということと予算はこれからとなるが、企画部、教育委員会の担当職員を含めて協議をして総合文化施設、仮称あかがねミュージアムというのは新居浜らしさの象徴としてその名前を打ち出していこうということである。あと残りの年数の関係もあるし、合併特例債ということもあるので、区画整理事業は今年度完成するので、今作成中であるが、総合文化施設の全体を整理したものを作って、臨時議会が終わった後、議員の皆さんに説明し、そのあと具体的に会派説明等で話しをしていくというふうなスケジュールにしていきたいと思っている。

副市長 防災行政無線についてであるが、この間の住友化学の火災の件で、各自治会に広報をお願いするのにかなり手間取り、一斉放送はなかなか難しいということだが、ハートネットワークによるとワイマックスを使えば、かなり経費も安くなるとのことである。国庫補助で100%機器の整備ができ、年間の維持管理費が以前の1000万円程度かかるものが、200万～300万円程度で可能ではないかということである。経費を確認して検討するように。

<市民部長>

市民部は、6項目のうち4項目について概要を説明する。

まず、新居浜市まちづくり共働オフィスの利用促進についてである。利用登録団体は、前年度末比で14団体増の183団体となり、認知度も上がってきている。今年度は、さらなる利用促進をはかるとともに「協働事業推進のためのガイドライン」を見直し、協働の取り組みを進めていく。また、21年度に実施したNPO、企業へのアンケートをもとに情報交換会の開催など連携促進に取り組んでいく。

次に、地域コミュニティ活動の支援についてである。「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」などの交付金事業について3年ごとの見直しをすることとなっており、今年度が見直しの時期である。防犯灯の設置灯数の調査結果（秋頃に四国電力から結果をいただける予定）も踏まえ検討していく。また、自治会の加入促進については、引き続き市連合自治会との連携を密にしながら取り組んでいく。職員の加入率向上についても部局長の協力をお願いする。

次に、消費生活の安定と向上についてである。消費者安全法に基づき、平成22年4月に消費生活センターを設置した。相談員を増員し、常時2名で対応できるよう相談体制を拡充した。センタ

一の存在や業務の内容を広く市民に周知し、関係機関とも連携しながら啓発や情報発信に取り組んでいく。

次に、住宅新築資金等貸付金の償還推進についてである。昨年度の県下副市長会において賛同を得た県下市及び町合同の連絡協議会を設置し、債権管理等に関する事務の共同処理についての調査・研究や情報交換を行っていく。また、平成21年に実施した滞納者に関する調査結果をもとに、司法書士や顧問弁護士と、法的措置を講ずる対応も含めて個別の事例についての相談や指導を受け償還促進につながるよう努めていく。

#### <環境部>

環境部の重要事業及び懸案事項について新規1件、変更5件、計6件説明する。

まず、「浄化槽設置整備事業」は、昭和63年度から実施しており、平成21年度は55基の補助をした。今後も引き続き公共下水道事業認可区域外について、設置促進を図り、公共下水道整備と併せて水洗化率の向上を目指す。

次に、新規の「環境自治体会議」は、平成23年5月の開催に向けて準備を進めており、市民や事業者、行政による実行委員会を本日開催し、設置する。また、職員で構成するプロジェクトチームを編成して全庁的な取組体制を構築し、会議の開催に向けた準備を行っていく。概要は、別途説明する。

次に、「ごみ有料化」については、生ごみの堆肥化やリサイクルの推進等減量化施策を進めており、今後その状況を踏まえ、自治会との意見交換を行いながら、継続して検討を進めていく。

次に、「ごみ分別収集事業」は、昨年10月から分別区分、収集方法を変更し、おおむね順調に収集を行っているが、プラスチック製容器包装やびん、不燃ごみの出し方については、さらに周知が必要であり、分別収集の定着を図るため、出前講座など市民へ説明を継続して行っていく。

次に、「公共下水道事業・浸水対策事業」については、現行の事業認可期間が平成23年度末までとなっており、平成21年度末の面積整備率も80%を超えたことから、平成22、23年度の2カ年で認可区域の拡張を含めた事業計画の見直しを行う。

最後に、「下水道事業経営の健全化」については、平成21年度に供用開始区域全域を対象に下水道整備後3年以上経過した公共下水道未接続の家庭を訪問調査した結果の整理分析を行い、効率的な下水道の啓発活動を推進し、水洗化率の向上と下水道事業経営の健全化に努める。

市長 今日、市民の方から徳島県のLED施策を送ってきてくれた。徳島県には日亜化学があるので、徳島県を挙げてLEDを取り扱っている。確かに高いが、耐用年数と電気代を考えるとどうか。

市民部長 長期的にみると新規のところはLEDが有効であると思うが、LEDをつける場合には、新たな条件を設定する必要があると考えている。

市長 LEDの活用を研究してください。

#### <建設部長>

建設部は、10項目のうち5項目について説明する。

まず、国領川緑地の再生整備については、平成21年度当初に愛媛県と河川占用協議を行い、占

用許可を取得し、23年度完了を目指して整備工事を行っている。本年度は、「敷島橋」から「平形橋」までの左岸の整備工事と循環常流式トイレ10基の設置を予定している。また、河川敷利用者から構成されている「国領川緑地利用者協議会」を引続き開催し、河川敷の利便性向上と利用につながる「ルールづくり」を進めていく。

次に、川東地区の公園整備については、まちづくり校区集会で地元から具体的な候補地の提案があることから、今年度は、早期に地元と公園の位置や規模等について協議を行い、併行して、社会資本整備総合交付金の動向を見ながら、具体的な整備内容、財源等について庁内合意を図り、平成23年度を目処として、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えている。

次に、駅周辺整備事業については、前回の庁議において今年度から建設部で整備することで、新規項目として説明したとおり、平成22年度から平成25年度までの間で、駅周辺に南北連絡通路、人の広場、駐車場・駐輪場、南口広場などの公共施設を整備し、駅周辺整備テーマである「森の駅」の具現化と、駅を中心とした「にぎわい」と「出会いの場」づくりに取り組むものである。今後の指針としては、社会資本整備総合交付金などを有効活用することで、公共駐車場・駐輪場については平成23年度、南北連絡通路、人の広場については平成24年度、南口広場については平成25年度の完成を目指していく。

次に、上部東西線の整備については、平成21年度から事業の前倒しにより事業着手しており、市道中須加上原線から市道萩生出口線までの908m間について、本年3月23日事業認可があった。今後の指針としては、社会資本整備総合交付金などの活用により、事業の推進を図っていく。最後に、住宅用太陽光発電システム設置補助事業については、昨年5月の補正予算により環境保全への意識啓発を図るため、一部補助を開始した事業である。本年度は100棟予定しており、引続き環境部と連携し、環境保全意識の高揚を図る。なお、昨年度は、100棟に対して109棟、今年度も既に4月末時点で40件の申請件数がある。このようなことから、今年度については、9月には予算を補正する必要があると考えている。

#### <教育委員会事務局長>

教育委員会事務局からは、6項目中変更をした2項目について説明をする。

まず、教育施設・体育文化施設の整備促進については、平成22年度は、平成21年度の繰越し事業として、神郷小北棟、中萩小南棟、角野小中棟、川東中、別子中の耐震補強と大規模改造工事を同時に実施する予定である。また、平成22年度事業として、北中体育館の改築を実施する。北中体育館工事費が1億5千万円を超えるため、契約議案として、議決事項となるが、今年度内に完成させるとすれば6月議会又は臨時議会を開く必要がある。教育委員会としては、期間的に苦しい状況ではあるが、関係部課と協議し、6月議会に議案を提出したいと考えている。

次に、地域主導型公民館への移行については、平成22年度は、新たに口屋跡、高津、浮島、垣生、多喜浜、神郷、大生院、船木の8館が移行し、残りは、中萩、角野の2館となっているが、平成23年度から全館移行の予定である。また、地域の人材育成として志縁人養成塾を継続して実施するが、公民館職員の資質向上として、インターネット配信による社会教育主事講習の受講を実現したいと考えている。

## <消防長>

消防本部については、4項目のうち2項目について説明する。

まず、「消防団の活性化」については、平成21年度に高津分団詰所が完成したので、本年度は、別子山地区の消防分団詰所の新築を目指し、用地の選定を行いたいと考えている。

次に、「総合的な防災体制の強化」については、昨年度に引き続き、企業防災力の推進に努めたいと考えている。

また、「消防の広域化」については、昨年度は、各市町間の調整が難航し、組合せの決定には至らなかったため、今年度は、県下3消防本部もしくはその他の組み合わせについて、各関係市町間で協議される予定となっている。

組合せが決定したら、対象市町間で協議を図り、広域消防運営計画の策定に重点的に取り組むと考えている。

市長 河川敷の野球場はバックネット等を備えた野球場となるのか。

建設部長 その予定である。

市長 砂塵対策で一面芝生を張る予定だが。

建設部長 6月に入って植え込みを始める予定である。2万6千株の予定である。

市長 それでは、前回の部局執行方針と今回の重要事業及び懸案事項ということでこのように決定する。また、他の項目も多数あるが、議論をしながら進めていきたいと思うのでよろしく願います。

それでは、連絡事項ということで、環境自治体会議について環境部から説明をお願いします。

### 3 連絡事項

来年5月25日から27日までの3日間、新居浜市で開催される環境自治体会議について、現在の取り組み状況等の概要を説明する。

環境自治体会議は、環境政策の推進と共通目標の設定、環境に関する情報ネットワークづくり、環境事業の推進、社会的アピールの場の創出を目指しており、新居浜市の環境問題の解決に向けた政策推進と新たな政策の展開に一步を踏み出すきっかけになるものと考えている。手元に資料として、「第19回環境自治体会議 にはま会議（事務局案）」及び「環境自治体会議実行委員会名簿」を配布している。

まず、「第19回環境自治体会議 にはま会議（事務局案）」については、事務局が作成した案であるため、今後、実行委員会等において協議する中で変更が生じる。あくまでたたき台である。表紙の「メインテーマ」については、未定であるが、別子銅山の歴史や第五次長期計画の都市像をイメージし、インパクトがあって、来てみたくなるようなキャッチフレーズ、サブタイトルを設定したいと考えている。1ページから2ページについては会議日程を、3ページ以降については、分科会の事務局案を掲載している。分科会テーマは、10項目程度を考えており、第1分科会に新居浜市の特色を表す別子銅山の歴史や環境保全の取り組みについてテーマとしたいと考えている。第2分科会から第5分科会までは、本会議の継続テーマであり、新居浜市や他都市の事例などを発

表し、意見交換することになっている。このほか、環境ビジネスや自然との共生、地域の環境活動、緑化等の取組み、大気汚染や騒音、悪臭、廃棄物などの対策、環境学習などもテーマとして取り上げたいと考えている。なお、それぞれの分科会の一番下の欄に、分科会の担当をお願いする予定課所を記載している。

次に、「環境自治体会議実行委員会名簿」であるが、実行委員会は環境自治体会議の推進母体となる。名簿のとおり、市内の関係団体から委員を推薦をしていただき、住友金属鉱山と住友林業からも参加をいただいている。

今後の予定であるが、本日、午後6時から第1回の実行委員会を開催し、役員等を選出して実行委員会を設置する。その後、職員等で構成するプロジェクトチーム等を設置し、開催に向けた本格的な準備事務に取り掛かる予定である。本年5月26日から28日には、福岡県で開催される「第18回環境自治体会議ちっご会議」への参加、8月頃までに、本市の会議の全体テーマの決定とテーマに沿った講師やパネラー、協賛企業等の招へい依頼、そして10月頃までには分科会の構築が必要と考えており、基幹事務局の東京事務局と調整しながら進めていく。

なお、庁内プロジェクトチーム等については、先ほどの分科会を担当する課所の職員や、分科会以外に、渉外や設営、輸送、記録などの作業を担当する職員も出ていただき、中心となって作業していただくこととなる。また、会議の規模は、各分科会に50名から100名、3日間で延べ2,000名程度の方が参加されるものと想定して準備が必要である。

このようなことから、全庁挙げた取り組みが必要であるので、後日、課所長と担当予定職員にお願いに行く。各部局長におかれては、部内会などで課所長への協力依頼をよろしく願います。

市長 最初の案ということで提示をしたが、何か質問あるか。当日のイベントだけでなく、準備も含めての仕事になるし、その中で新居浜市の環境について整理してもらいたいと思う。具体的には、事務局を通じてやっていくこととなるが、説明でもあったが、環境ビジネスとかそういうものを新居浜らしいものとして検討してもらいたい。最終的に10項目ぐらいになると思う。2番から5番までは、毎年どこでやってもこのテーマをやるという環境自治体会議のメインテーマとなっている。それ以外のところを各市において特徴的なものとか強調したいものを選ぶという分け方になっている。今まで18回開催しているが、都市の規模としては、新居浜市が環境自治体会議を開く都市としては過去1番大きな都市となっている。新居浜は産業遺産と環境の歴史というのは非常に特徴があるが、まち自体としては都市で開く会議であると位置づけもしてくれているので、今までの開催市も参考とするが、これから新居浜らしい都市生活としての環境問題ということで進めていきたいと思っているので、協力をお願いしたい。

これで第2回庁議を終了する。